

屋内体育館及びグラウンド使用についての留意事項

1. 団体登録者以外の使用を禁ずる（追加の場合は必ず、追加名簿を提出）
2. 使用時間は厳守する（使用時間とは入場から退場までの時間）
 - 4月～9月（夏時間 18：00～21：30）
 - 10月～3月（冬時間 18：00～21：00）
 - 市体育施設は年間を通じて（9：00～21：00）

※市役所宿直から鍵を借りる施設については、夏時間は22時までに冬時間は21時30分までに鍵を返還すること。（宿直からの要望）
3. 当日学校が施設を使用するときは使用できない。（事前連絡します）
4. 施設への出入りは定められた場所から行き、駐車場は定められた場所に整理して駐車する。
5. 館内は土足厳禁、必ず屋内用シューズを使用し飲食及び酒気を帯びて利用しないこと。
6. 使用の用具は開放校で定める。定められた用具以外は絶対に使用しない。
7. 学校敷地内は全面禁煙とする。
8. 舞台へは上がらない。ピアノ等は触らない。防球ネットは必ず張ること。
9. 更衣室は整理整頓をして使用する。
10. 器具類の出入れの際には、フローアに傷を付けないよう注意すること。
11. 練習後はモップで床面を掃除し、ゴミは各自持ち帰り処理すること。
12. 鍵のかけ忘れ、電気の消し忘れのないよう気をつけること。
13. ガラス、その他施設等の損壊の場合は学校、生涯学習課に届け出て、ただちに修理弁償すること。
14. 使用団体は使用実績を日誌に記載し、使用したその月分を翌月 10 日までに教育委員会へ提出すること。（使用料は、毎月 10 日までに前月分を必ず支払うこと。）
15. 使用中の傷害、その他全ての事故については使用団体の責任とする。

※スポーツ傷害保険に加入すること！
16. 雨天時等、グラウンドに足跡が残るような状態のときは絶対に使用しないこと。
17. 施設の管理者や他の団体とのトラブルを起こす団体は、使用を禁止します。
18. 次の場合の連絡先

*停電時……………四国電力 35-3558

*火災報知器が鳴り出した時……………安芸市消防・防災センター 34-1244

*使用中止のとき……………安芸市教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係

TEL 35-1020 FAX 35-1051 e-mail:sports@city.aki.lg.jp